



お問い合わせ  
☎63・3801

## 風しん予防接種の費用を助成します

妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんにかかるると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があるなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

予防のためには、妊娠する可能性がある女性は事前に予防接種を受けておくことが大切です。

また、パートナーの方も風しんを発症しないよう注意しておく必要があります。

日高町では、妊娠を希望している女性とその夫、妊婦さんの夫への風しん予防接種または、

麻しん・風しん混合予防接種の費用を助成します。

### 《対象者》

日高町に住所を有する方で、左記の事項に該当する方

● 19歳～49歳の妊娠を予定

または希望している女性  
※接種を希望する方は、妊娠していない時期に接種し、接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります

● 妊娠を希望する女性の夫(事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)

● 妊娠している女性の夫(母子健康手帳で確認します)

### 《助成期間》

令和3年4月1日

～令和4年3月31日

### 《助成方法》

● 助成券の発行による助成

子育て福祉健康課へ申請して無料接種券・予診票の交付を受けてください。次に、医療機関に予約し、それらを持参して接種を受けてください。

◇申請に必要なもの：印鑑

(母子健康手帳(妊娠している女性の夫))

※助成券を申請されずに接種された場合

接種完了後、医療機関に接種費用をお支払いいただき、後日、必要書類をご持参の上、子育て福祉健康課へ費用の払い戻しを申請してください。

◇申請に必要なもの：印鑑・領収書・接種済証・振込先の通帳(母子健康手帳(妊娠している女性の夫))



## 不妊治療費の助成について

### ● 一般不妊治療

不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、治療費の一

部を助成します。

### ■対象者

日高町に住所を有する方で、以下の全ての要件を満たす方  
・夫婦又は事実婚姻関係にあること  
・夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること  
・各種医療保険に加入されていること

### ■助成内容

助成額 ……1年度につき20万円を限度に助成

助成期間 ……連続する2年間の費用を助成

※不妊治療費助成を受け、出生した場合は、再度、連続する2年間助成を受けることができます。場合があります。

### ■申請方法

治療終了後、申請書に関係書類を添付して3月末までに子育て福祉健康課へ申請してください。

## ●特定不妊治療

体外受精および顕微授精(特定不妊治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。助成は、和歌山県特定不妊治療費助成事業に上乘せする形でを行います。

### ■対象者

- 左記の全ての要件を満たす方
- 特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか、または、極めて少ないと医師に診断された方
- 夫婦又は事実婚関係にあること

- 指定医療機関において特定不妊治療を受けた方
  - 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が日高町に住民登録があること
- 詳しくは御坊保健所(☎22・3481)へお問い合わせください。

- 和歌山県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の交付を受けている方

### ■助成内容

和歌山県特定不妊治療費助成要綱の助成額を控除した額を、10万円を限度に助成します。

### ■申請方法

治療が終了した日の属する年度内に御坊保健所へ申請して頂くと、町の助成の申請ができます。(3月に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月末まで申請が可能です)

申請書および関係書類について、詳しくは子育て福祉健康課(☎63・3801)まで。



## 子ども医療費制度のご案内

子ども医療費制度は、高校3年生までのお子さまを対象に、医療費の一部を助成する制度です。

**対象は町内にお住いのすべての0歳～18歳のお子さま**

保護者の所得に関係なく、日高町内に住所を有する0歳～18歳(出生から高校3年生終了時まで)のお子さまが対象です。

**医療費の助成(外来・入院)**

通院と入院にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

※入院中の食事代、保険のきかない差額ベッド料等は助成対象外。

**町への申請が必要です**

申請時に必要なもの

・健康保険証 ・印鑑

出生届や転入届と一緒に申請してください。

なお、転入された場合は、前住所地での課税証明書が必要な場合があります。

また、対象のお子さま、または保護者の氏名変更、転居、加入している医療保険の変更、お子さ

まの婚姻等の際は、必ず届出をしてください。

**医療を受けるとき**

◆和歌山県内の医療機関で  
受診するとき

医療機関の窓口へ、子ども医療受給者証と健康保険証を出してください。保険診療の自己負担分は、町へ請求されますので、本人の支払いはありません。

◆和歌山県外の医療機関で  
受診するとき

- 1 医療機関の窓口へ、健康保険証を出してください。
- 2 保険診療、保険外診療にかかわらず自己負担分を支払い、保険点数が確認できる領収書などをもらってください。
- 3 子育て福祉健康課窓口へ、領収書、受給資格証、健康保険証、印鑑、金融機関の通帳をご持参のうえ、支給申請をしてください。

申請額を審査し、後日決定額を支給します。

なお、申請は診療日から5年以内にお願います。5年を過ぎると無効になります。